

第42回全国スポーツ少年団剣道交流大会委託業務仕様書

1 事業の目的

団員にスポーツの喜びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、剣道を通じて団員相互の交流を深め、仲間意識と連帯を高めることにより、スポーツ少年団活動を一層豊かなものとし、地域における団活動の活性化を図ることを目的として実施する。

2 委託期間

契約日から2020年3月31日まで

3 大会概要

(1) 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
一般財団法人全日本剣道連盟
公益財団法人長野県体育協会 長野県スポーツ少年団
一般財団法人長野県剣道連盟

(2) 主管

第42回全国スポーツ少年団剣道交流大会長野県実行委員会

(3) 実施期間

2020年3月27日（金）から29日（日）まで 3日間

(4) 実施会場

ホワイトリング（長野市真島総合スポーツアリーナ） 〒381-2204 長野市真島町真島2268-1

(5) 大会参加者予定人員

①選手団 384名
〔 内訳 全国48チーム 団体戦1チーム6名（指導者1名・小学生団員5名）
個人戦 2名（中学生団員男・女各1名） 〕
②次年度開催県正規視察員 3名
③全日本剣道連盟役職員 3名
④日本スポーツ少年団職員 3名

(6) 交流大会計画：別紙「交流大会基本日程」による。

4 交流大会委託業務

- (1) 交流大会に係る宿泊及び昼食の手配に関すること。
- (2) 交流大会に係る移動に伴う交通手段の手配に関すること。
- (3) その他、公益財団法人長野県体育協会（以下「本会」という。）が指示する業務に関すること。

5 委託業務の内容

(1) 業務全般について

- ① 交流大会に必要な事務について、本会の指示により代行すること。
- ② 本会の要請に応じて交流大会に必要な資料を随時整備し、提出すること。
- ③ 本会の要請に応じて交流大会に必要な各種会議に出席し、指示する事項の説明を行うこと。
- ④ 交流大会委託業務の進行管理資料を整備し、随時本会に報告すること。

(2) 宿泊について

- ① 交流大会期間中の宿舎は、全国スポーツ少年団交流大会にふさわしい宿泊内容とすること。
- ② 団員は小学生及び中学生であることから、風紀上及び衛生上支障があると認められる宿舎は利用しないものとする。
- ③ 選手団、本部役員等は、原則2か所以内で宿泊できるものとする。

- ④ 指導者及び団員の宿舎は、環境、競技会場までの交通状況並びに都道府県別及び男女別を考慮して配宿する。（指導者は個室が望ましい。）
 - ⑤ 本部役員・全剣連・日スポ・次年度視察員の宿舎は、できる限り同一または近隣の宿舎とし、個室とする。
 - ⑥ 1泊あたりの宿泊費（3食付）の上限は、1人10,000円（*）とし、献立のバランス、調理方法、衛生面の配慮がなされていること。
（*）金額及び食事内容については、選定後調整の余地はありますが、プロポーザル時点の予算額としてこれを踏まえた提案をお願いします。
 - ⑦ 団員部屋の有料放送は停止、外線電話は使用不可、冷蔵庫は空とする。
 - ⑧ 保護者等応援者については、宿舎斡旋を行うこと。
 - ⑨ 前泊及び後泊の斡旋を行うこと。
 - ⑩ 宿泊申込者受付のための担当を配置し、問合せ・申込に関する対応を行うこと。
 - ⑪ 参加団への決定通知及び本会への連絡を行うこと。
- (3) 昼食について
- ① 大会最終日の選手団の昼食（弁当・お茶付き）の確保（納品・ごみの回収含む）
 - ② 大会期間中の大会役員・スタッフ等の昼食（弁当・お茶付き）の確保（納品・ごみの回収含む）
 - ③ 弁当（お茶付き）は1,000円以内とする。
 - ④ 食中毒発生時の処理（責任）体制を整えること。（宿舎も同様）
 - ⑤ 保護者等応援者の昼食（弁当）を斡旋すること。
 - ⑥ 昼食弁当のメニューは3日間異なること。
 - ⑦ 食物アレルギーのある参加者がいた場合、食べられる食品等への配慮をすること。（宿舎も同様）
- (4) 移動について
- ① 交流大会期間中における会場と宿舎をつなぐ適切な輸送手段の手配をすること。
 - ② 同一チームを分割せずに移動できる交通手段とする。
 - ③ 交流事業期間中は以下のとおり車両を手配すること。なお、バス1台あたりの見積金額は、駐車場料金等を含むものとする。
「配車計画」
3月27日（金）会場から宿舎
3月28日（土）宿舎から会場及び会場から宿舎
3月29日（日）宿舎から会場
・団員・指導者用バス（大型）…8台
- (5) 現地インフォメーションデスクについて
宿泊施設内にインフォメーションデスクを設置し、24時間対応できる要員を配置すること。
- (6) 経費の支払いについて
- ① 交流事業委託事業の一部を専門業者に請け負わず場合は、あらかじめ本会の承認を得ること。
 - ② 上記①の場合、経費の支払いを行い、領収書等の証拠書類を本会に提出すること。
- (7) 緊急時の対応について
- ① 交流事業期間中における事故発生等、緊急時における本会の要請に対応できる体制を確立すること。
 - ② 緊急時の指定医療機関をあらかじめ手配すること。
 - ③ 緊急時の医療機関における対応の補助を行うこと。
 - ④ 傷害保険については公益財団法人日本スポーツ協会において加入するが、必要に応じてその他の保険に加入する場合は、あらかじめ本会の承認を得ること。
- (8) 契約について
- ① この仕様書に掲げる一切の業務を行うに当たり、本会と当該旅行代理店において業務委託契約を締結する。
 - ② 契約額は、当該旅行代理店の見積に基づき本会が決定する。